

## みやぎ建設新聞電子版 利用規約

### 【第1条】定義

- (1) みやぎ建設新聞電子版（以下「本サービス」といいます）とは、株式会社建設新聞社（以下「当社」といいます）が発行・販売している日刊紙「みやぎ建設新聞」の紙面をインターネットを利用して購読することができるサービスです。
- (2) 購読申込者とは、利用規約（以下「本規約」といいます）を承諾の上、本サービスの購読を申し込む方をいいます。
- (3) 購読者とは、本規約を承諾の上、当社指定の手続きに基づいて本サービスの購読を申し込み、当社が申し込みを承諾した方をいいます。

### 【第2条】本規約の適用範囲

- (1) 本規約は、本サービスの利用に関するすべての事項に適用されます。

### 【第3条】本規約の変更等

- (1) 当社は、事前に購読者の承諾を得ることなく、本規約を変更し、改訂し、本規約に新条項を追加する場合があります。
- (2) 本規約の変更、改訂、新条項の追加は、当社が当該変更、改訂又は追加及びその施行時期を本サービスのニュース欄に表示して事前周知し、総ての購読者に対して効力を生じるものとします。
- (3) 購読者は、本規約の変更、改訂又は追加の施行日以降、本サービスを利用する場合は、本規約の変更等に同意したものとみなします。

### 【第4条】購読の申し込み

- (1) 日刊紙「みやぎ建設新聞」（紙媒体）が届いている事業所に在籍する従業員のみが、自身の本サービス利用を申し込むことができます。  
本サービス利用は、日刊紙「みやぎ建設新聞」（紙媒体）の購読1部につき1名に限ります。  
法人以外（個人事業主等）は申し込むことはできません。
- (2) 購読申込者は、当社指定の手続きに基づいて本サービスの購読を申し込むものとします。
- (3) 申し込みにあたり、名前やe-mailアドレスなど購読者情報を申告するものとします。  
原則、e-mailアドレスは購読者のみが使用する会社ドメインアドレスに限ります。
- (4) 当社は、以下の場合に購読の申し込みを承諾しないことがあります。購読申し込みに対して当社が承諾しなかった場合、承諾しない理由についてはお答えいたしません。  
また、購読申込者は、当社が承諾しなかったことに関して何ら異議を述べることはできません。
  1. 以前に当社から本サービスの購読契約を解除されたことがある場合
  2. 購読申込者が実在しない場合
  3. 購読申込者が届け出ている電話、e-mail、住所等の連絡先において購読申込者に連絡がとれない場合
  4. 購読申込者が届け出た内容が事実と食い違っていることが判明した場合
  5. 申し込みをした時点で、当社に対する購読申込者の債務（金銭債務を含む）のうち不履行

行状態のものが存在している場合

6. その他、購読申込者の申込内容に対して当社が不適当と判断した場合

#### 【第5条】登録内容の変更

- (1) 当社に届け出た内容（e-mailアドレス、連絡先住所、連絡先電話番号等）に変更が生じた場合には、速やかに第9条第1項の電子版専用電話又は電子版専用メールで受け付けます。その後、当社指定の手続きに基づいて変更の届出をするものとします。
- (2) 紙媒体の購読対象が日刊紙「みやぎ建設新聞」から変更が生じた場合には、速やかに第9条第1項の電子版専用電話又は電子版専用メールで受け付けます。その後、当社指定の手続きに基づいて変更の届出をするものとします。
- (3) 本条第1項の届出がなされなかったことで購読者が不利益を被ったとしても、当社はその一切の責任を負いません。

#### 【第6条】本サービスの購読契約の成立

- (1) 本サービスの購読契約は、購読申込者からの購読申込書類が当社に到着し、当社が購読申し込みに対する承諾に該当する「みやぎ建設新聞電子版」ユーザー発行完了メールを購読申込者に宛ててe-mailで送信した時点で契約が成立したものとします。
- (2) 購読者は、当社が発行するID（申込時に申告した購読者の会社ドメインe-mailアドレス）及び購読者が設定するパスワードを利用して、みやぎ建設新聞電子版サイトにアクセスし本サービスを購読するものとします。
- (3) 購読者は、当社が発行するID（申込時に申告した購読者の会社ドメインe-mailアドレス）及び購読者が設定するパスワードを自己の責任において管理するものとします。

#### 【第7条】購読料と支払方法

- (1) 購読料は、1つのIDにつき月額3,300円（税込）とします。購読料金に変更される場合には、事前に購読者に通知します。
- (2) 購読者が本サービスを利用しなかった場合でも、当社は購読料の返金はいたしません。
- (3) 本サービスの購読料は、本サービスの購読契約成立日の属する月から月ごとに発生し、日割り計算による減額はいたしません。
- (4) 本サービスの購読契約が月の途中で終了しても、日割り計算による返金はいたしません。
- (5) 原則、本サービス購読料の請求は、日刊紙「みやぎ建設新聞」と同じタイミングとします。
- (6) お支払いは口座振替を原則とし、口座振替以外を希望される場合はご相談ください。

#### 【第8条】設備等

- (1) 購読者は、インターネットを利用するために必要な機器及び環境（パソコン、ソフトウェア、インターネットへの接続など）を、自己の費用負担と責任において構築するものとします。
- (2) 当社が提供する本サービスが利用可能な環境等を、購読者が構築した機器及び環境が条件を満たしていても、購読者の方の設定などにより本サービスの利用ができない場合があることを購読者は了承するものとします。

【第9条】購読者サポート・お問い合わせ

- (1) 本サービスに関するお問い合わせなどは、以下の方法にて受け付けます。

電子版専用電話：022-221-4609

電子版専用メール：aosin-densi@kensetsu-sinbun.co.jp

【第10条】遵守規定

- (1) 購読者は本サービスを利用するに当たり、以下の各項を遵守するものとします。

1. 1つのIDで複数のパソコン・タブレット・スマートフォンなどからの同時利用はできません。
2. 電子版のデータやコピーを社内イントラネットや社内コミュニケーションツール（社内チャット、社内掲示板、共有ドライブ等を含むがこれに限らない。）への掲示、第三者に送付することはできません。
3. 電子版について、その全部または一部を問わず（生成AI等のツールによって自動生成された要約等の文章を含む。）、複製、編集、加工、翻訳、翻案、転載、改変、頒布、放送、展示、販売することはできません。
4. 電子版の全部または一部を問わず、生成AI等の情報解析ツール等に入力し、社内での情報解析、要約の作成等の業務に利用することはできません。

- (2) 本サービスの購読を複数人で利用する場合には、購読人数分の日刊紙「みやぎ建設新聞」（紙媒体）および本サービスの購読契約が必要となります。

- (3) 1つのIDは、日刊紙「みやぎ建設新聞」（紙媒体）が届いている事業所に在籍している特定の従業員1名のみが利用できます。

1つのIDで複数人での利用が判明した場合、新たに適切な数の日刊紙「みやぎ建設新聞」（紙媒体）およびIDを購読契約いただくか、本サービスの提供を停止させていただくことがあります。

- (4) IDを利用する者が日刊紙「みやぎ建設新聞」（紙媒体）が届いている事業所の従業員でなくなる場合は速やかに、第9条第1項の電子版専用電話または電子版専用メールにて申告するものとします。

（第17条第2項に該当し、原則、本サービスの購読契約は終了となります）

【第11条】禁止行為

- (1) 購読者は、以下の行為を行ってはなりません。

1. 本規約上の権利を第三者に利用させ、または貸与・譲渡・名義変更・売買すること
2. その他当社が不適当と判断することを行うこと

【第12条】購読者への連絡

- (1) 当社から購読者への連絡は、本サービスのニュース機能やe-mailなど当社が適当と判断した方法により行います。

- (2) 購読者は、当社から購読者への通知を随時確認する義務を負うものとし、購読者が当該確認を怠ったことにより発生した購読者の損害に関して当社は一切責任を負いません。

【第13条】個人情報の取り扱い

- (1) 購読者の情報は、当社からの連絡や刊行物などの案内に利用する場合があります。また、購読者が本サービスを解約した場合であっても、当社は、法令上保管の必要がある情報を一定期間保管します。

【第14条】電子版の休刊・一時停止措置

- (1) 「みやぎ建設新聞」が休刊日に該当する場合、その該当日は本サービスも休刊となります。
- (2) 当社は、次に該当する場合、購読者に通知することなく、一時的に購読者に対して本サービスの提供を停止できるものとします。
  1. 本サービスを提供するシステムの保守、管理、修理の場合
  2. 天変地異等により提供が不可能又は困難となった場合
- (3) 本サービスの提供が停止された場合には、当社は、速やかに本サービスを購読者に提供可能な状態に復旧するために努めますが、当社の重過失による事故の場合を除き、提供不能期間の購読料は返金いたしません。

【第15条】知的財産権

- (1) 本サービスの著作権をはじめ知的財産権については、総て当社に帰属します。

【第16条】本サービスの購読契約の解除

- (1) 購読者が本サービスの購読契約を解除する場合は、購読契約終了希望日の1ヶ月前までに当社指定の手續に基づいて本サービスの解除できることとします。
- (2) 当社は、購読者が以下のいずれかに該当すると判断した場合、購読者へ事前に通知することなく、本サービスの購読契約を解除することができるものとします。
  1. 第10条第1項の規定を遵守せず、または、第11条第1項の禁止行為を行ったとき
  2. 第4条第4項第1号から第6号のいずれかに該当するに至ったとき
  3. 本サービス購読料の支払いがないとき
  4. 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、名誉や信用等の毀損行為、業務妨害行為、その他の不当行為を行なったとき
  5. 購読者又は購読者の勤務する企業の役員若しくは従業員が、反社会的勢力であることが判明したとき
  6. その他、本規約に違反する行為があったとき
- (3) 当社が本サービスの購読契約を解除した場合、購読料は返金いたしません。
- (4) 当社が本サービスの購読契約を解除したことにより購読者に損害が発生したとしても、当社は一切責任を負いません。
- (5) 本サービスの購読契約は、本条第1項に定める解除の手續がなされない限り、同一条件にて次の購読期間へ自動的に継続するものとし、以後も同様とします。

【第17条】本サービスの購読契約の終了

- (1) 日刊紙「みやぎ建設新聞」(紙媒体)の購読を解約、または配達先を変更した場合、その解約日(変更日)を以って本サービスの購読契約は自動的に終了となり、ご契約いただいたIDはすべて利用できなくなります。

この場合、原則、購読料は返金いたしません。

- (2) IDを利用する者が日刊紙「みやぎ建設新聞」(紙媒体)が届いている事業所の従業員でなくなった日を以って(日刊紙「みやぎ建設新聞」(紙媒体)が届いていない他拠点への異動や退職など)、そのIDの契約は終了します。

この場合、原則、購読料は返金いたしません。

ただし、異動先事業所で日刊紙「みやぎ建設新聞」(紙媒体)を購読しており、【第4条】購読の申し込み(1)に準拠する場合にはIDを継続して利用できますので、【第5条】登録内容の変更(1)に従って変更の届出を提出してください。

【第18条】損害賠償

- (1) 購読者が本規約に違反し当社が損害を被った場合、当社は当該購読者に対して、被った損害の賠償を請求できるものとします。

【第19条】準拠法及び管轄裁判所

- (1) 本規約および本サービスは日本法に準拠するものとし、本規約および本サービスに関する訴訟、調停等については、仙台地方裁判所又は仙台簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

■附則

2026年10月15日 制定

株式会社建設新聞社